

令和5年9月1日

三木市議会
議長 松原 久美子 様

民生産業常任委員会
委員長 泉 雄 太

行政視察報告書

下記のとおり委員会行政視察を実施いたしましたので、会議規則第107条の規定により報告します。

記

1 参加者

泉雄太（委員長）、内藤博史（副委員長）、大眉均、西垣弘志、大西秀樹、川端敦子、おぎはら吉江、中尾司郎 計8名

2 視察内容等

| 日 時 | 場 所 | 内容及び対応者 |
|------------------------------|-------------|--|
| 7月26日 11:20 ～ 12:15 | 愛知県 春日井市 | <u>重層的支援体制整備事業について</u> (対応者) 健康福祉部地域福祉課 課長 長坂 匡哲 課長補佐 古川 裕樹 春日井市議会 議長 村上 慎二郎 議会事務局 局長 冲中 浩 議会事務局 課長 江ノ本 達弥 議会事務局 主査 水野 満美子 |
| 7月27日 10:00 ～ 11:30 | 静岡県 伊豆市 | <u>都市計画域の拡大と土地利用制度（区域区分の廃止）について</u> (対応者) 建設部都市計画課 課長 加藤 明伸 主査 森 裕介 都市計画専門官 富田 敬信 伊豆市議会 議長 青木 靖 議会事務局 局長 稲村 栄一 |

| | | | |
|-------|---------------------|------------|---|
| 7月27日 | 14:00 ～ 15:30 | 静岡県 長泉町 | 地域公共交通について (対応者) 企画財政課 課長 浅倉 充 副主幹 長澤 圭祐 主事 丸田 俊行 長泉町議会 議長 井出 春彦 議会事務局 主幹 木村 規之 |
|-------|---------------------|------------|---|

3 事前質問

(1) 重層的支援体制整備事業について（春日井市）

- ① 5つの事業、それぞれの具体的な事例
- ② 重層的支援体制で課題となる点やその対応
- ③ 事業への財政措置について
- ④ 「地域共生プラン」策定はどのようにして策定されたのか
- ⑤ 支援プランの作成、具体的なプラン内容
- ⑥ 地域包括支援センターの委託先と活動内容
- ⑦ 地域福祉包括化推進員、地域福祉コーディネーターの具体的な役割や資格、雇用形態など
- ⑧ 地域福祉包括化推進員は関係機関の業務に精通したベテラン職員を配置しているのか
- ⑨ 各担当課の意見が異なり、支援の方針が定まらないことはあるのか
- ⑩ 各担当課の情報共有に時間はどれくらいかかるか、支援の遅れは生じないか
- ⑪ 関係機関が多く、会議の日程調整の苦労はないのか
- ⑫ 毎月何名程度の方が事業の対象者となっているのか、また、対象者が増えた場合、人員増が必要になるのか
- ⑬ 推進法で努力義務となった孤独・孤立対策地域協議会の設置について
- ⑭ 体制整備の中で地域住民のかかわり方
- ⑮ 地域介護予防活動事業として、高齢者の自主的な通いの場づくりを支援するとあるが、具体的にどのような場を提供しているのか
- ⑯ 通いの場の数、また、利用者がそこへ行くための交通手段の支援をしているか

(2) 都市計画域の拡大と土地利用制度（区域区分の廃止）について（伊豆市）

- ① 伊豆市では、既存の用途地域の定められた地域以外はほぼ全て特定用途制限地域に指定されたと考えてよいか
- ② 「特定用途制限地域の変更」における除外面積とは
- ③ 特定用途制限地域の3つの区分を設定した理由及び、設定する場合の要件など

- ④ 特定用途制限地域を設けることのメリット・デメリット
- ⑤ 区域区分廃止、都市計画区域拡大に至った経緯及び市民の合意形成の方法
- ⑥ 旧修善寺町の区域区分を廃止した理由及び、廃止による影響（市街化区域、調整区域の地価及び税金の変動、開発許可件数、建築件数、農地転用件数等の変動）
- ⑦ 旧3町での特定用途制限地域設定による影響
- ⑧ 公共下水範囲外に比較的制限の緩い地域生活地区が多く設定されている理由
- ⑨ 変更にあたって苦労された点、また事業体制（プロジェクトチームの設置など）はどのようにされたのか
- ⑩ 住民の意見や反応（変更前・変更後）、また調整はどのように進められたのか
- ⑪ 都市計画区域の拡大は都市計画マスタープランに沿ったものと考えられるが、市内各地域を地域別構想で仕分けしていく過程で、住民からの反対はなかったのか
- ⑫ 市全域を都市計画区域に指定したことによる成果や課題等
- ⑬ 新たな都市計画区域の見直しについて
- ⑭ 自主条例の制定
- ⑮ インターチェンジ周辺の開発として、具体的にどのような開発を行う予定か
- ⑯ 都市計画区域拡大により新たな公共施設を整備されたか（病院や新しい学校など）
- ⑰ 地域交流の拠点として、市有地の今後の活用
- ⑱ 先進事例の調査について（対象とした自治体、調査内容）

(3) 地域公共交通について（長泉町）

ア 地域公共交通について

- ① 路線バス、コミュニティバス、タクシー、デマンド乗合タクシーのすみわけ
- ② タクシー利用助成事業、デマンド乗合タクシー、コミュニティバスの利用者数
- ③ 鉄道、路線バスなどの公共交通の状況と支援、利用促進策
- ④ 町の財政負担はどの部分にどれだけ行われているのか
- ⑤ どの交通手段を利用するのが最も効率が良いかを周知しているか、している場合はその周知方法

イ デマンド型乗り合いタクシー「ももタク」について

- ⑥ 設置の経緯及び利用者数等
- ⑦ 対象が全町とならない理由、町内他地域へ今後の展開予定はあるのか

- ⑧ 行き帰りで予約の締切時間が異なる理由
- ⑨ タクシーは何人乗りか、また、イベント時等、乗合ができない場合は無いのか
- ⑩ ももタクが三島合同タクシー運営となった経緯
- ⑪ 事業者の契約内容
- ⑫ 乗降ルール
- ⑬ 乗合いで利用するときの予約方法
- ⑭ 需要が集中する時間帯、集中した場合の対処方法

ウ マイナンバーカードを活用したタクシー利用助成事業について

- ⑮ 委託先の推進機構の成り立ちと委託料
- ⑯ 割引システムの詳細
- ⑰ 紙利用券が令和5年度の廃止されるが、住民との調整はどのようにされたのか

4 所感

(1) 重層的支援体制整備事業（春日井市）

春日井市における重層的支援体制の整備については、これまでの子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった分野別の支援体制での対応が難しい複雑化する地域福祉の課題に対応すべく、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」を一体的に実施することで、世代や分野を超えた包括的な支援体制の構築が求められている。

春日井市では、行政の縦割り組織の仕組みでは対応しきれない問題に対応するため、各課と連携し横断的に取りまとめる地域福祉包括化推進員を配置している。特に高齢者や障がい者などが抱える問題には、様々な要因が存在するため、早期介入や継続的な支援が重要であり、職員側についても専門的知識を有する人材の確保が課題となっていた。

視察を通じて、支援の行き届かない制度の狭間にある方への支援を充実させていく必要性を感じるとともに、現場で対応する担当者にとっても、様々な部署との連携によって、相談を受け止める助けになると感じた。

(2) 都市計画区域の拡大と土地利用制度（区域区分の廃止）（伊豆市）

伊豆半島の中央部に位置する伊豆市は、合併に伴う行政区域と都市計画区域の不一致の解消を目的に、平成29年に近隣市町と一体であった都市計画区域を伊豆都市計画区域として分割し、その際に市街化区域、市街化調整区域の区域区分を廃止した。

伊豆市が区域区分を廃止するにあたり課題解決のために実施した具体的な施策として、①旧市街化調整区域を『特定用途制限地域』に指定し、無秩序な開発の抑制を図る。②農地転用ができる土地には原則家を建てる事ができるようにする。③市街化調整区域を無くすことで規制が緩くなり過

ぎないよう、開発許可の必要な土地面積を 3,000 m²以上から 1,000 m²以上に引き下げ、行政の関与を残した。④駅周辺の地域（旧市街化調整区域エリア）では秩序ある開発に繋がるよう地区計画を整備した。⑤津波対策に力を入れており、被害想定エリアの建築制限は自主条例を定めた、との事だった。

これらの土地利用コントロールは三木市が区域区分を廃止する場合も必須の条件となっており、大変勉強になった。

見直し後の地価や税金の変化等については、大きな悪影響等はないとのことだが、一部の土地においては、固定資産税の評価額が上昇するという事例があった。

伊豆市では、都市計画の見直しに際して、専門性を持った人材による組織体制の構築や検討委員会の委員構成において、学識経験者に加えて、県都市計画部局及び農地部局の参画、オブザーバーとして国の土地利用調整官や地方整備局も参画することでバランスがとれ、スムーズに事業を進めていた。

事業説明を行った担当者の方が都市計画に非常に精通しており、事業に対する熱意を感じた。国・県を巻き込み、明確な目標を持って約 10 年間かけて都市計画を見直しており、その際に多くの自治体を参考に進めていることから、三木市においても他市の事例を研究する必要性を感じた。

(3) 地域公共交通（長泉町）

人口減少問題の対応に苦慮する自治体が多い中、手厚い子育て支援や首都圏への良好なアクセスを背景に、長泉町の人口は、昭和 35 年の町制施行時から一貫して増加している。

デマンド乗合タクシーは、既存の路線バスの廃止に伴い、地元と町で協議し 3 年間の実証運行後、令和 2 年より本格運行に移行したが、収支率及び乗合率について、数値目標を定めている。

また、年齢や身体的な理由でバス停までの移動が困難な町民への外出支援、外出機会の増大を図ることを目的とした、マイナンバーカードを活用したタクシー利用助成事業を実施している。対象者は 75 歳以上の高齢者、65 歳以上かつ運転免許証を自主返納した方、妊産婦の方で、タクシー利用時にマイナンバーカードを端末にかざすことでスムーズに利用助成を受けられる。

三木市においても同様の問題を抱えていることから、自家用車に頼らない外出支援対策として参考になる部分があった。また、三木市では高齢者バス等運賃助成など、紙の利用券が中心となっていることから、マイナンバーカードの活用などについても今後研究が必要だと感じた。